

令和 3 年 8 月 2 0 日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

感染拡大防止特別集中期間について

1 趣 旨

県外との往来に起因する新型コロナ第 5 波の 1 日も早い収束を目指すとともに、県民の命と健康を守り、医療提供体制の崩壊を防ぐため、期間を限定し、県民を挙げて集中的に感染拡大防止対策に取り組む。

2 期 間

令和 3 年 8 月 20 日（金）から令和 3 年 9 月 12 日（日）までの 24 日間

3 対象地域

県内全域

4 目 標

県全体での 1 日当たりの新規感染者数 1 桁を目指す

5 取組み内容

- (1) 県民への協力要請（特措法第 24 条第 9 項に基づく要請）
- (2) 事業者への協力要請（特措法第 24 条第 9 項に基づく要請）
- (3) 学校関係への協力要請（特措法第 24 条第 9 項に基づく要請）
- (4) 医療提供体制の強化など
 - ・ 自宅・宿泊療養者への支援体制の強化
（支援チームの強化、電話診察、酸素ステーションの検討等）
 - ・ 小中学校の教職員向けの抗原検査キットの配布
（保育所、幼稚園、高等学校、高等教育機関は配布決定済み）
 - ・ 若者向けのワクチン接種啓発キャンペーンの実施
（若い医療従事者からのメッセージ等）
 - ・ PCR 検査の更なる拡充
- (5) 県有施設（防災学習館、県立図書館、少年自然の家等）の利用制限

以上

新型コロナウイルス感染症

感染拡大防止

特別集中

期間

8月20日(金)～9月12日(日)

感染拡大防止 特別集中 期間(8/20～9/12)

県民の皆様へ

- 県外との不要不急の往来は厳に控えて。
- 外出は普段の2分の1に。買い物も短時間で。
- 会食は、いつも一緒にいる人と3人以内、1時間程度。(お店を利用するときは、できるだけ新型コロナ認証店で)
- 感染リスクの高い行動後は、家庭内でも不織布マスクの着用を。
- ワクチン2回接種後もマスクの着用を。

感染拡大防止 **特別集中** 期間 (8/20~9/12)

事業者の皆様へ

- 県外出張は2分の1に減らし、オンラインの活用を。
- テレワークやローテーション勤務の取組みを。
- ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、洗面所など、共用部分のこまめな消毒を。
- 体調が優れない人が気兼ねなく休める環境の整備を。

感染拡大防止 **特別集中** 期間 (8/20~9/12)

学校関係の皆様へ

- 夏休み後、授業再開に当たり、児童生徒の健康観察の徹底を。
- 部活動は自校内に限定を。
- 部活動前後での複数人による飲食は控えて。
- 体育祭、文化祭等の学校行事は一般公開せず、他校との交流は控えて。
- 県外への修学旅行は延期・変更を。